

英國人... 此... 所... 爲...
 一書及英國人... 此... 所... 爲...
 中... 日... 月...
 英國人... 此... 所... 爲...
 一書及英國人... 此... 所... 爲...

英國人... 此... 所... 爲...
 一書及英國人... 此... 所... 爲...
 中... 日... 月...
 英國人... 此... 所... 爲...
 一書及英國人... 此... 所... 爲...

嘉永元年申十一月左之通り

熊得御意候、然而此度異国七人雲州江

令漂着、明廿三日吉田町泊り翌廿四日当町

昼休廣嶋泊りニ御座候、先例之通り当所より

船ニ而御下り可有之、船ニ候ハ、最早及御駆合不申候

左様御承知可被成、右得御意如此ニ御座候、以上

可部町

十一月廿二日

木坂文左衛門

八木村

三宅半五郎

御役人中様

急御用

異国人罷通り候段、御注進申上書付

沼田郡

八木村

覚

沼田郡

八木村

一当度異国人七人明廿四日可部町昼休ニ而

廣嶋泊り所へ乗船罷下り候趣、只今可部町方申越

候ニ付、則同町方之紙面写シ相添急奉申上候

此段御役所へも御注進奉申上候間御取計之程

宜奉願上候、以上

庄屋

申十一月廿三日

忠左衛門

与頭

六兵衛

同

甚兵衛

同

平左衛門

組合割庄屋

善三郎殿

異国人罷通り候段、御注進申上書付

沼田郡

八木村

沼田郡

八木村

覚

一当度異国人七人明廿四日可部町昼休ニ廣而

組合 八木村の属する川内組、八木・緑井・温井・中調子・中須・大町の各村

嶋泊り所へ乗船罷下り候趣、只今可部町方申越候二付、
則同町方之紙面写し相添急此段書付ヲ以御注進
奉申上候、以上

十一月廿三日

庄屋

忠左衛門

与頭

六兵衛

同

甚兵衛

同

平左衛門

沼田郡

御役所

同日前段御注進書付与頭甚兵衛御役所へ
持参仕候処、同夜御人出大谷孝之進様并出役
東原村庄屋多右衛門殿御同道、当村用場迄御出張御泊り
ニ相成申候、尚当村方楠木村迄右様子御しらせ、御廻達
御役所方受取帰り候二付、直ク二川下も村々送り
出シ申候、則左之通り

熊申遣ス

雲州 江漂着いたし候異国之者七人、同国
松江御家来付添長崎へ被相送候処、明廿四日
可部町昼ニ而当郡内川筋通船いたし候条、
此段為心得申遣し候者也

沼田郡

申十一月廿三日 御役所

八木村方

楠木村迄

川筋村々

役人共

翌廿四日用場ニ 而御昼認め相済、御両人様并
当村庄屋忠左衛門与頭六兵衛御案内渡シ場迄
参り、先例之通り船構取計置候ニ付御用意船
ニ 而御待居可部町方下り船雲州御附添
御役人様へ、左之通り御名札を以当村役人相届ケ
申候、夫方跡したひ当郡御両人様ハ右御用意船
ニ 而御下り、直ニ御引き取候事

沼田

郡支配手附

安芸

御人出 郡役所から出
向く役人
用場 八木村の役場
船構 船の用意

手附 (てつき) 郡代官
配下の足輕身分の役人

大谷孝之進

附添 多右衛門

右御名札を以私共ハ沼田郡八木村役人何某
当郡御支配御代官手附何某御出張ニ

御座候、御用向も御座候ハ、可被仰聞と挨拶
いたし御名札差出し候事

以上

申十一月廿四日 異国人一件相済候事